

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年4月24日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当: 坂上 怜  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アケイ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

## 申告期限・納付期限の個別延長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い令和2年4月7日、7都道府県に緊急事態宣言が発令されました。その後、同16日に全国に広げることが発表され、外出自粛の要請や事業者への営業停止を求めるなど、経済活動への影響も大きくなっています。そこで、税制においても今回の新型コロナウイルスによる影響を鑑み、新しい法案が数多く提出されています。今回はその中から、国税（法人税、消費税、所得税、相続税、贈与税）の申告期限・納付期限の延長についてご説明致します。なお、4月16日までに所得税、個人事業者の消費税の申告をされた方の振替納税の振替日については、所得税が5月15日、消費税が5月19日となっています。

### 1. 期限の個別延長

新型コロナウイルス感染症の影響により次のようなやむを得ない理由がある場合には、個別に申請をすることにより申告・納付期限の延長が認められることとなります

体調不良により外出を控えている方

平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方

感染拡大防止のため外出を控えている方

感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること（法人のみ）

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限の延長が認められます。ほとんどの場合認められているのでご安心ください。

### 2. 所得税、贈与税、個人事業者の消費税の個別延長の場合の申告・納付期限

所得税、贈与税、個人事業者の消費税については4月16日まで期限の延長がされていましたが、さらに期限が延長され、税務署に行くことが可能となった時点、又は申告書を作成することが可能となった時点で申告を行えばよいとされています。この場合の振替納税の振替日については、所轄の税務署から個別で連絡が来ることとなります。

### 3. 法人税、相続税、法人の消費税の個別延長の場合の申告・納付期限

法人税、相続税、法人の消費税については、期限内に申告・納付することが困難な場合には、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2ヶ月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなります。すなわち、申告書の作成・提出が可能となった時点で申告を行えばよいとされています。

### 4. 申請や届出などの個別延長

税目ごとに行われる各種申請や届出など、申告以外の手続きについても新型コロナウイルス感染症の影響により提出が困難な場合には、個別に期限延長の取り扱いを行うこととなっています。

### 5. 延長の手続き

申告書、届出書等の期限の延長を行うための申請書等の提出は不要です。提出する申告書の余白などに『新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請』である旨を記載するだけで延長の手続きとして認められます。この場合には、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

### 6. 相続税の期限の個別延長をする場合の注意点

相続税の申告期限等の個別申請により申告期限等が延長されるのは申請を行った者のみとなります。申請を行った者以外の相続人等の申告期限は延長されませんが、誰の名前も書かずに延長申請すれば全員が延長申請を行ったものとされます。

新型コロナウイルスの脅威は日々大きくなっています。従来からの申告期限までに提出ができない場合には期限の延長をすることが可能ですので、無理せずご自身の身の安全を第一に行動してください。しかし、いつまで延長が認められるか不明なため、申告書等はできる限り早急に提出できるようにしておくことが望ましいです。ご不明な点、ご相談がございましたらご遠慮なく弊社スタッフまでお声がけください。